事務連絡

令和４年３月２２日

障害児通所支援事業所　御中

三股町福祉課長

令和４年度以降の個別サポート加算（Ⅰ）の取り扱いについて

　平素より三股町福祉行政へのご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

　さて、令和３年４月より、ケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び放課後等デイサービス等において、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算（個別サポート加算（Ⅰ））が創設されており、各事業所様におかれましてはご対応いただいていることかと思います。

つきましては、令和４年度以降の三股町の取り扱いについて下記にお示しいたします。事業所様におかれましては、内容をご確認いただき、ご対応をよろしくお願い致します。

記

１．令和４年度からの三股町の取り扱い

（１）新就学児の個別サポート加算（Ⅰ）の取り扱い

新就学児に関しての加算該当の判断は、６月の利用者負担見直しの際に行います。

そのため４月から６月までの３ヶ月間については、加算は「非該当」となりますが、支援員等の見立てから、加算に該当することが見込まれる場合は、下記手順で申請いただくことで、加算適用の有無を判断させていただきます。

（２）「非該当」から「該当」への変更について

　未就学児または就学児の保護者が加算を「非該当」として、すでに回答したが、支援者等からみて「個別サポート加算（Ⅰ）該当」が妥当と判断した場合は、下記手順で申請いただくことで、加算適用の有無を判断させていただきます。

（３）対象児童（サービス対象要件）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 児童発達支援  医療型児童発達支援 | 3歳未満の場合 | 食事、排せつ、入浴、移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が2以上 |
| 3歳以上の場合 | 以下の①と②に該当すること  ①食事、排せつ、入浴、移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が1以上  ②乳幼児等サポート調査　調査票⑤～⑪の項目でほぼ毎日（週5日以上）ある又は週に1回以上にチェックが1以上 |
| 放課後等デイサービス | 就学児 | 以下の①又は②に該当すること（別添調査票内容）  ①食事、排せつ、入浴、移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの  ②就学児サポート調査　調査票⑤～⑪の合計が13点以上 |

**※重症心身障害児の場合**

**重心型事業所を利用した場合は、当該加算の対象にはなりません。例外として、重症心身障害児が非重心型事業所を利用し、重症心身障害児以外の基本報酬を算定することになる場合は、個別サポート加算（Ⅰ）も算定可能**

（４）事業所が個別サポート加算（Ⅰ）に該当すると判断した場合の手続き（新就学児も含む）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 事業所作成 | 該当する児童の保護者へ加算内容等を説明し、同意を得たのち以下の資料を作成してください。  ・届出書（様式1）  ・個別サポート加算（Ⅰ）該当項目記入表 |
| 2 | 保護者作成 | 変更申請を行う必要があるため、以下の書類を作成してください。  ・児童通所サービス申請書  **・就学児サポート調査　※1**　　※記入例をご参考ください |
| 3 | 三股町へ提出 | 提出書類  ・児童通所サービス申請書  ・就学児サポート調査  ・届出書（様式1）  ・個別サポート加算（Ⅰ）該当項目記入表 |

**※１　調査票については保護者が作成することを基本としますが、保護者に調査内容等を伝え、同意**

**を得たうえで事業所が作成することも可能です。**

**※２ 複数の事業所を利用している場合は、保護者、事業所間で調整の上、一つの事業所より申請するようご協力お願い致します。**

（５）保護者への対応について

　個別サポート加算（Ⅰ）の該当者については、利用者負担額に影響することが予想されるため、加算を請求する際は、必ず保護者へ説明いただくようにお願い致します。

（６）個別サポート加算（Ⅰ）の「適用開始日」について

　・４月中に申請があった場合

→４月１日からの適用開始とします。

・５月以降に申請があった場合

　　→福祉課が申請を受付けた月の翌月1日から適用開始とします。

２．参考

　関連書類等は、三股町のホームページにて掲載しておりますので、ご確認ください。

三股町福祉課社会福祉係

担当：福田、松山

TEL：（0986）52-9061